

令和7年度国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について(案)

- 県は、国保財政運営の責任主体として、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収し、保険給付費（医療費から自己負担額を除いた額）等の支払いに必要な額を市町村へ交付しています。
また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 今般、県において、令和7年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率（案）の算定を行ったため、ここに公表するものです。

(注) この資料の「1人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。



鹿児島県

令和7年2月7日

鹿児島県保健福祉部 国民健康保険課

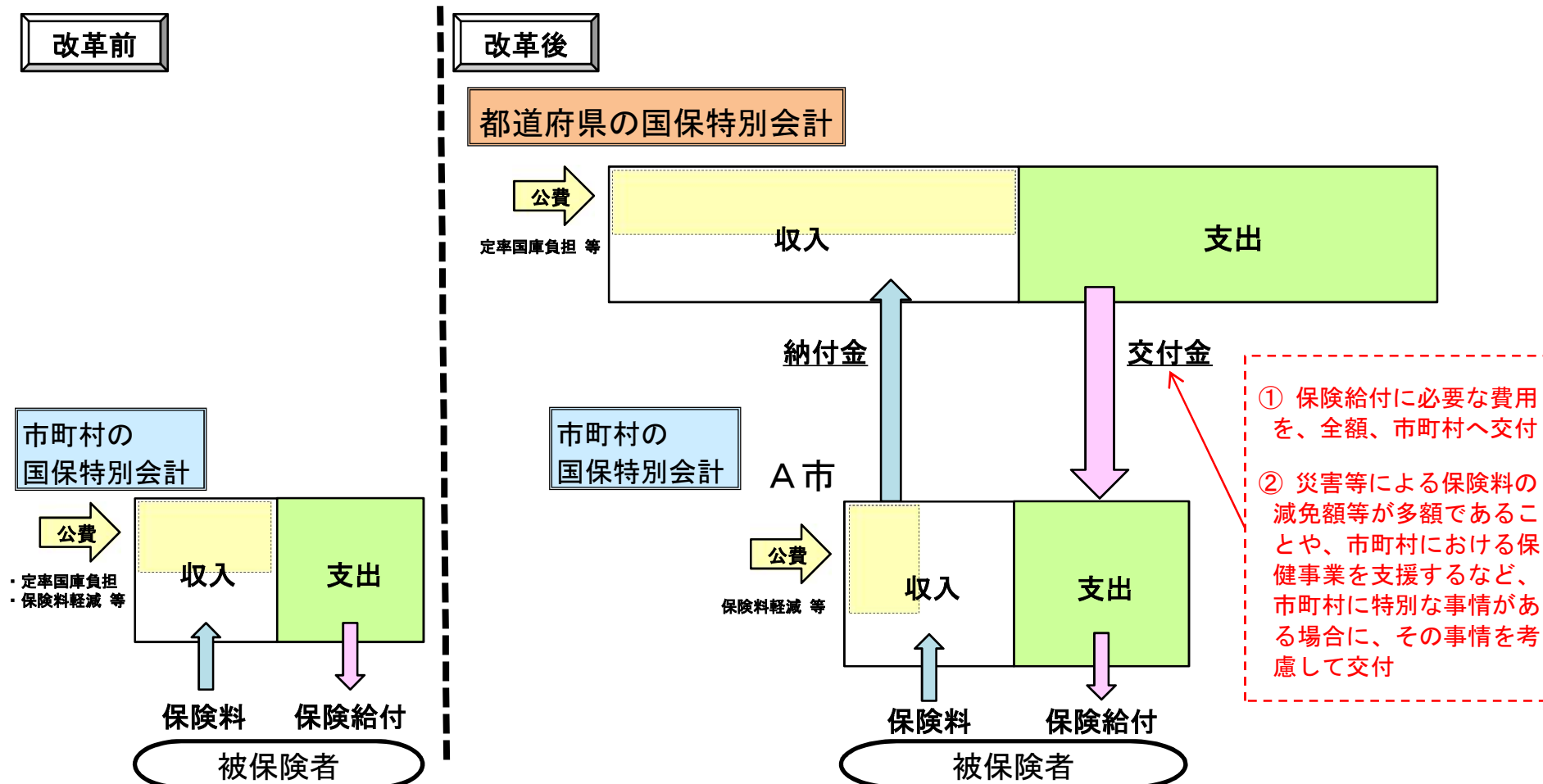
< 目 次 >

1 国保事業費納付金等の算定方法, 算定の前提となる係数等	
(1) ① 制度改革後の国保財政の仕組み	 P 1
② 保険料(税)の標準的な算定方法	 P 2
③ 国保事業費納付金の算定イメージ(概要)	 P 3
④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針	 P 4
(2) 令和7年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数 及び県が定める額	 P 5 ~ 6
(3) 年齢調整後医療費指数	 P 7
2 令和7年度の算定結果	
(1) 算定結果のポイント	 P 8
(2) 国民健康保険事業費納付金	 P 9
(3) 標準保険料率等	 P 10 ~ 12
(4) 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)	 P 13

1-(1)-① 制度改革後の国保財政の仕組み

厚生労働省作成資料

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮。
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

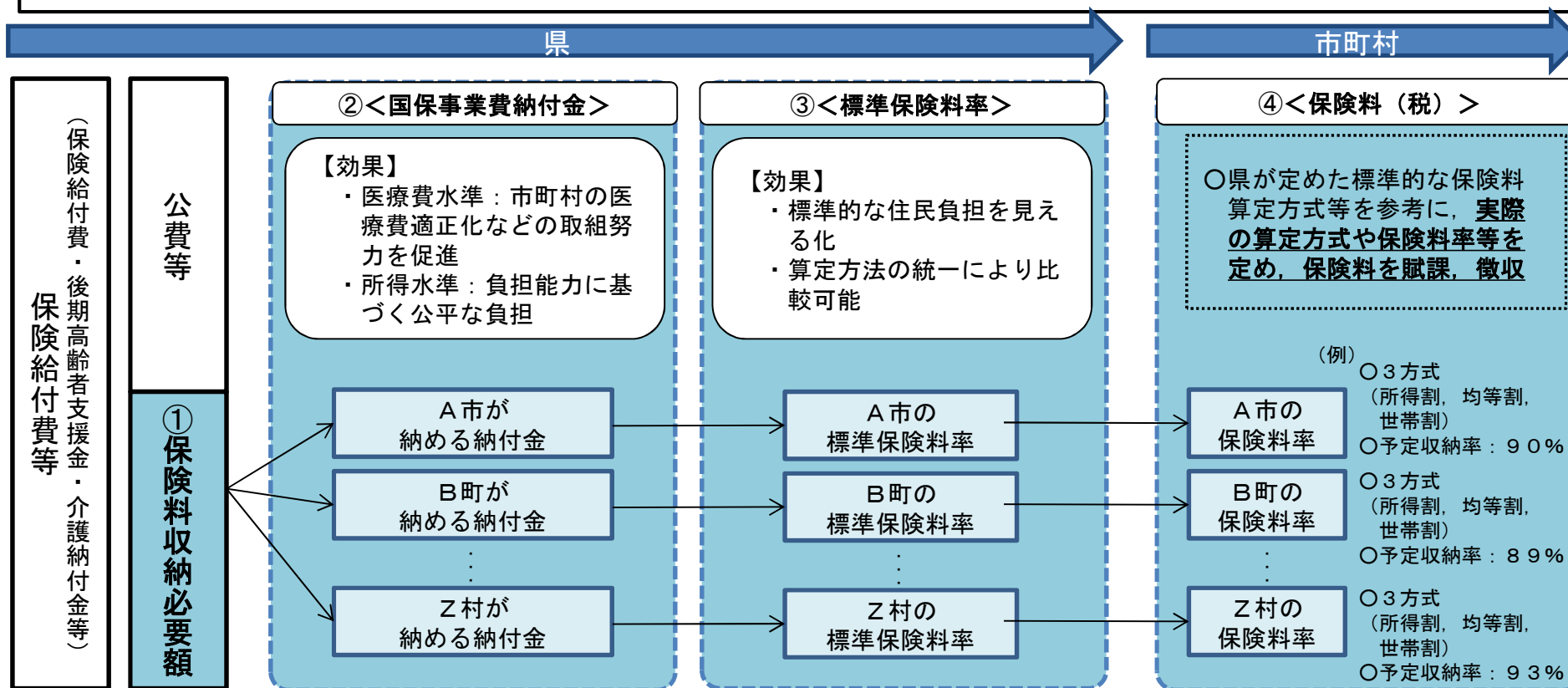


1-(1)-② 保険料(税)の標準的な算定方法

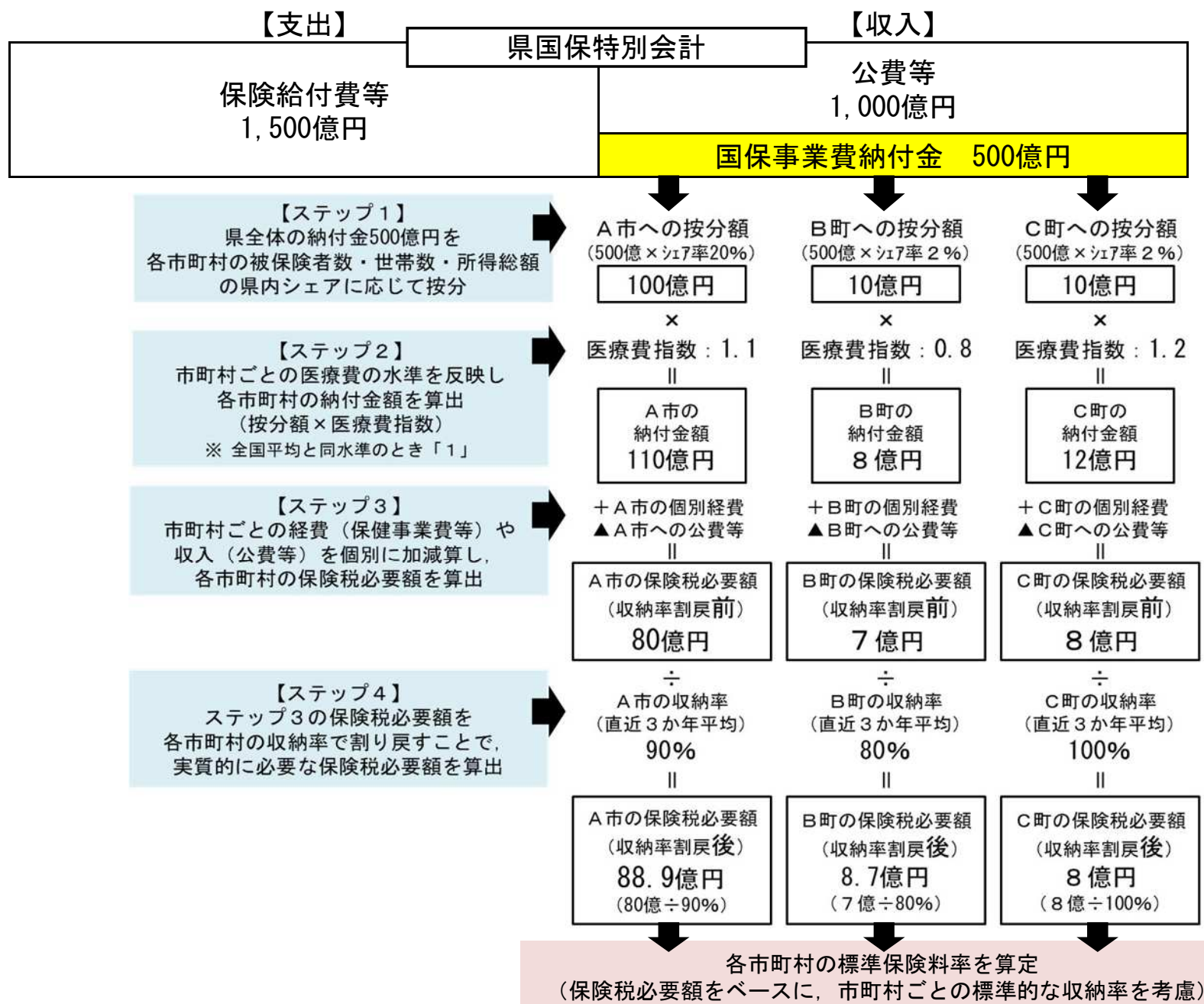
県国保運営方針
＜概要版＞より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として保険給付費等を県全体で賄うために、
 - ① 保険給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出。
 - ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準，所得水準を考慮）。
 - ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式，市町村規模別の収納目標等），市町村ごとの標準保険料率を示す。
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に，実際の保険料算定方式や保険料率等を定め，保険料を賦課・徴収。



1-(1)-③ 国保事業費納付金の算定イメージ（概要）



1-(1)-④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針

項 目		算 定 方 針 等
1 算 定 方 針 基 礎 的 な	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また、保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外の 出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	対象範囲は拡大しない。
2 主 に 納 付 金 の 算 定 に 必 要 な 係 数 、 方 針	① α （医療費指数反映係数）の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本。
	② β （所得シェア反映係数）の設定の仕方（医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分） ※必要に応じ、 β' についても設定	β ＝所得係数を基本。
	③賦課限度額 （医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該 賦課限度額を用いる）	地方税法施行令に示されている限度額とする。 （医療分65万円、後期分24万円、介護分17万円）
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案する かどうか。	世帯数を勘案する。（＝3方式（所得割、均等割、平等割））
3 主 に 標 準 保 険 料 率 の 算 定 に 必 要 な 係 数 、 方 針	①標準的な収納率 （医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分／各市町村の規模別等）	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3か年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式（2方式、3方式、4方式）	3方式（所得割、均等割、平等割）
	③所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数 （医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分）	所得割指数＝1.0、均等割指数＝0.7、平等割指数＝0.3
	④保険者努力支援制度の県分の扱い（再掲）	2④と同じ

※ 考え方は鹿児島県国保運営方針に記載のとおり。

1-(2) 令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例（以下「条例」という。）」、「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（以下「省令」という。）」及び「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）」の規定において、毎年度知事又は都道府県が定めることとされている係数がある。
- これらの係数は、納付金の算定上重要な係数であるため、あらかじめ、都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており、本県においては令和6年3月に作成した「鹿児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

<知事が定める数>

係数名	知事が定める数			根拠規定	解説
	R6年度	R7年度	R7-R6		
医療費指数反映係数	1	1	0	条例第11条	・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 α 」。 ・各市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。 ・ $0 \leq \alpha \leq 1$ で知事が定めることとされており、本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため、「1」とする。
一般納付金所得係数	0.6856653693400	0.6848521009914	-0.0008132683486		・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 β 」。 ・納付金の配分において、応能：応益＝ β ：1とすることとされており、本県では「所得係数＝本県の1人当たり所得金額／全国平均の1人当たり所得金額」とすることとしている。 ・ β の計算は厚労省が行い、令和6年12月27日付けの国確定係数通知で示されている。
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7011159821239	0.6960079505843	-0.0051080315396		
介護納付金納付金所得係数	0.7094234562867	0.7135416523553	0.0041181960686		
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第16条	・納付金の配分において、均等割（被保険者数割）と平等割（世帯数割）を按分するための係数。 ・均等割指数は $0 < \text{指数} < 1$ で知事が定めることとされており、本県では均等割：平等割＝7:3とし、均等割指数は「0.7」とすることとしている。
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第20条	
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第24条	
一般納付金基礎額調整係数	0.8359714000375	0.8439155249226	0.0079441248851	省令第10条	・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 γ 」。 ・納付金基礎額を市町村に按分した後に、納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数である。 ・省令では、計算式を2通り規定し、知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択する（納付金算定において標準収納割合の調整は行わない）こととしている。 ・一般納付金基礎額調整係数（医療分）では、医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」となっているが、後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999978136	0.9999999976627	-0.0000000001509	省令第16条	
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999934218	0.9999999926489	-0.0000000007729	省令第25条	

<県が定める額>

係数名	県が定める額	根拠規定	解説
市町村別納付金減算額（一部）	別紙（次ページ）のとおり	算定政令第13条第1号、第2号	・各市町村の納付金額を算定する際に、高額医療費共同負担金（国1/4、県1/4）と特別高額医療費負担金（国が予算の範囲内で一部を負担）の額を市町村ごとに減算する額。 ・算定政令では、当該負担金の額を減算するか、減算しないか2通り規定し、いずれかを都道府県が選択することとされている。本県では高額医療費の共同負担を行わない（国保運営方針の「基礎的な算定方針」参照）ため、当該負担金の額を各市町村の納付金額から減算している。

1-(2) 令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<県が定める額>別紙

市 町 村 名	算定政令第13条第1号に基づき県が定める額 (高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)			算定政令第13条第2号に基づき県が定める額 (特別高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)		
	R 6年度	R 7年度	R 7-R 6	R 6年度	R 7年度	R 7-R 6
鹿 児 島 市	952,698,466円	892,213,884円	▲60,484,582円	31,977,927円	32,384,984円	+407,057円
鹿 屋 市	160,547,627円	151,420,692円	▲9,126,935円	3,783,269円	4,604,047円	+820,778円
枕 崎 市	45,885,451円	40,057,847円	▲5,827,604円	989,923円	834,456円	▲155,467円
阿 久 根 市	41,462,372円	33,694,947円	▲7,767,425円	254,659円	169,885円	▲84,774円
出 水 市	100,947,870円	89,814,882円	▲11,132,988円	4,605,649円	4,327,293円	▲278,356円
指 宿 市	87,662,340円	78,057,335円	▲9,605,005円	2,330,303円	1,585,127円	▲745,176円
西 之 表 市	31,806,841円	29,962,189円	▲1,844,652円	822,546円	752,807円	▲69,739円
垂 水 市	31,098,804円	27,200,901円	▲3,897,903円	960,186円	393,280円	▲566,906円
薩 摩 川 内 市	152,706,387円	140,428,446円	▲12,277,941円	3,415,586円	3,512,602円	+97,016円
日 置 市	89,653,267円	83,679,771円	▲5,973,496円	2,212,823円	1,646,271円	▲566,552円
曾 於 市	66,977,236円	60,092,137円	▲6,885,099円	1,415,326円	1,314,920円	▲100,406円
霧 島 市	202,610,202円	183,597,654円	▲19,012,548円	7,005,547円	5,683,597円	▲1,321,950円
いちき串木野市	56,984,963円	54,352,863円	▲2,632,100円	1,860,006円	1,501,049円	▲358,957円
南 さ つ ま 市	66,718,108円	60,622,252円	▲6,095,856円	1,022,219円	959,963円	▲62,256円
志 布 志 市	56,471,363円	51,555,292円	▲4,916,071円	2,018,864円	1,746,898円	▲271,966円
奄 美 市	63,966,108円	59,229,720円	▲4,736,388円	1,327,755円	1,364,236円	+36,481円
南 九 州 市	69,072,304円	61,162,821円	▲7,909,483円	1,405,546円	613,574円	▲791,972円
伊 佐 市	45,474,998円	41,794,370円	▲3,680,628円	1,141,622円	1,243,791円	+102,169円
始 良 市	147,944,152円	131,717,818円	▲16,226,334円	3,965,461円	3,723,550円	▲241,911円
三 島 村	481,043円	654,093円	+173,050円	0円	0円	0円
十 島 村	1,556,937円	1,769,054円	+212,117円	92,775円	82,043円	▲10,732円
さ つ ま 町	42,048,145円	38,930,310円	▲3,117,835円	1,641,074円	1,888,506円	+247,432円
長 島 町	23,438,611円	22,722,111円	▲716,500円	303,691円	703,148円	+399,457円
湧 水 町	22,516,436円	20,033,459円	▲2,482,977円	430,924円	580,134円	+149,210円
大 崎 町	25,201,716円	22,290,251円	▲2,911,465円	431,450円	323,925円	▲107,525円
東 串 良 町	20,153,857円	17,293,530円	▲2,860,327円	76,584円	67,725円	▲8,859円
錦 江 町	21,090,412円	20,117,893円	▲972,519円	2,465,113円	2,181,767円	▲283,346円
南 大 隅 町	17,112,019円	14,916,969円	▲2,195,050円	131,900円	226,832円	+94,932円
肝 付 町	31,057,590円	28,463,791円	▲2,593,799円	641,023円	352,776円	▲288,247円
中 種 子 町	15,779,202円	14,454,480円	▲1,324,722円	119,625円	228,997円	+109,372円
南 種 子 町	10,993,897円	8,982,811円	▲2,011,086円	0円	0円	0円
屋 久 島 町	31,464,143円	32,382,754円	+918,611円	1,052,140円	1,307,908円	+255,768円
大 和 村	2,820,055円	2,718,590円	▲101,465円	0円	0円	0円
宇 検 村	2,244,892円	1,496,681円	▲748,211円	0円	0円	0円
瀬 戸 内 町	15,251,364円	16,037,201円	+785,837円	477,727円	396,032円	▲81,695円
龍 郷 町	10,111,981円	9,966,570円	▲145,411円	151,459円	290,674円	+139,215円
喜 界 町	16,240,694円	13,861,246円	▲2,379,448円	1,180,862円	396,140円	▲784,722円
徳 之 島 町	22,459,340円	21,194,344円	▲1,264,996円	1,166,179円	1,020,911円	▲145,268円
天 城 町	14,922,092円	15,507,033円	+584,941円	1,109,615円	1,116,507円	+6,892円
伊 仙 町	13,510,185円	14,690,972円	+1,180,787円	137,467円	349,586円	+212,119円
和 泊 町	17,857,709円	16,952,622円	▲905,087円	752,837円	620,033円	▲132,804円
知 名 町	14,418,937円	15,449,275円	+1,030,338円	456,356円	379,046円	▲77,310円
与 論 町	9,627,144円	9,659,297円	+32,153円	0円	0円	0円
計	2,873,047,260円	2,651,201,158円	▲221,846,102円	85,334,018円	80,875,020円	▲4,458,998円

1-(3) 年齢調整後医療費指数

<ポイント>

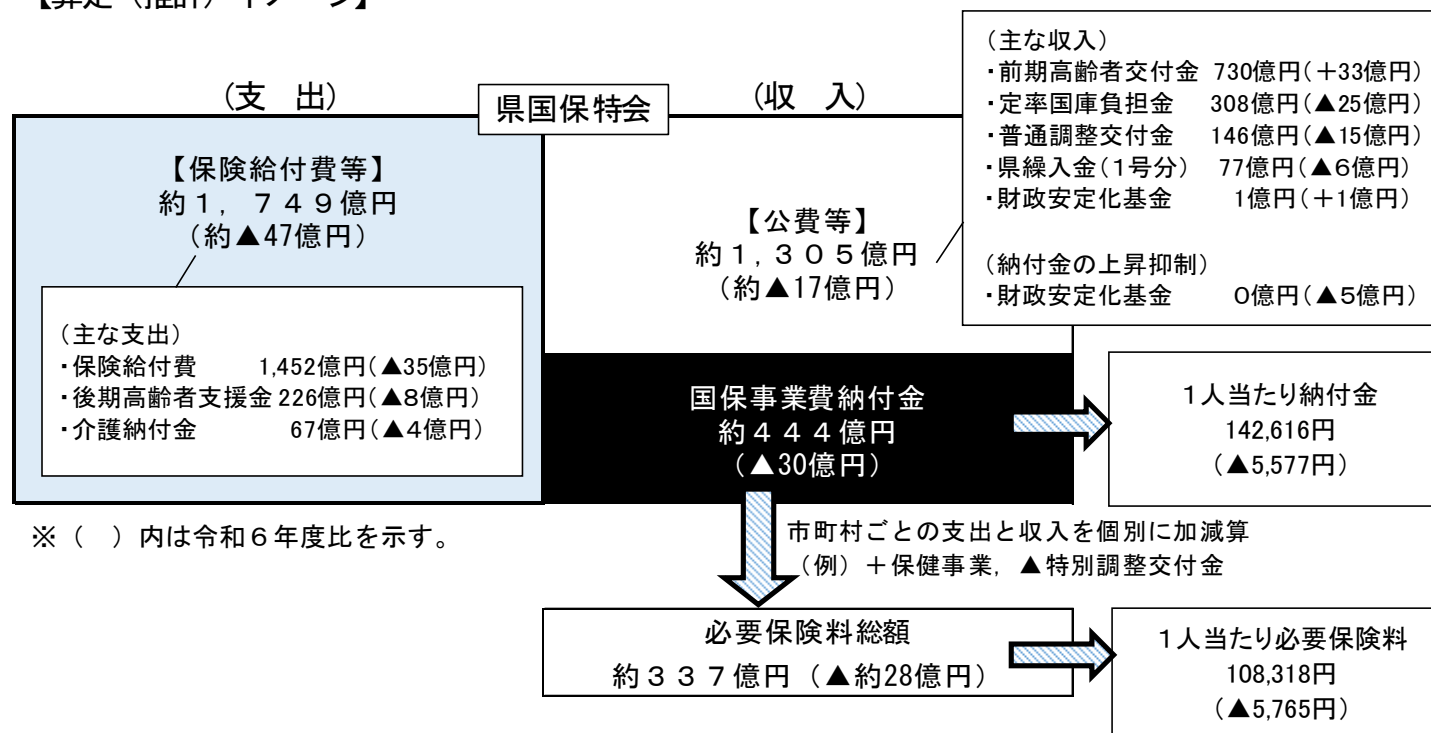
- 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。
- 年齢調整後医療費指数は、過去3か年(R3～R5)の各年齢階級(5歳階級別)における全国平均の1人当たり医療費、各市町村の1人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市町村名	R6年度	R7年度	R6→R7伸び率	市町村名	R6年度	R7年度	R6→R7伸び率
鹿児島市	1.2402499180431	1.2318127869025	▲0.68%	長島町	1.3073602254435	1.2793771042611	▲2.14%
鹿屋市	1.0683660402758	1.0639105677514	▲0.42%	湧水町	1.2854488672470	1.2168481344552	▲5.34%
枕崎市	1.2641435361417	1.2444126912697	▲1.56%	大崎町	1.1022078902170	1.0910787895179	▲1.01%
阿久根市	1.3012477575457	1.2637111579173	▲2.88%	東串良町	1.1378655452166	1.1302104847394	▲0.67%
出水市	1.1857759622265	1.1581059654050	▲2.33%	錦江町	1.1576439738462	1.1950216915465	+3.23%
指宿市	1.2218862005391	1.1872657203000	▲2.83%	南大隅町	1.2198902828631	1.1838287716486	▲2.96%
西之表市	1.0013446668718	0.9963368905670	▲0.50%	肝付町	1.1472283926943	1.1439537816920	▲0.29%
垂水市	1.2518696419888	1.2491380652299	▲0.22%	中種子町	1.0021989161423	0.9777193087103	▲2.44%
薩摩川内市	1.2197768578238	1.1900072983500	▲2.44%	南種子町	1.0340570695369	1.0244443772562	▲0.93%
日置市	1.2226901730349	1.2218841427764	▲0.07%	屋久島町	1.0480289383934	1.0920724837293	+4.20%
曾於市	1.1659114672461	1.1671511127303	+0.11%	大和村	1.0077133013162	1.0095519681336	+0.18%
霧島市	1.2237698924798	1.2067927770117	▲1.39%	宇検村	0.7799941882712	0.7219654658511	▲7.44%
いちき串木野市	1.4181229717199	1.4159763754796	▲0.15%	瀬戸内町	1.1432942952937	1.1274165568131	▲1.39%
南さつま市	1.3602057468344	1.3079988133973	▲3.84%	龍郷町	1.0530307904268	1.0248210250835	▲2.68%
志布志市	1.0972652855379	1.0954919128210	▲0.16%	喜界町	0.9171911186096	0.9253329107811	+0.89%
奄美市	1.0030072220432	1.0096553140871	+0.66%	徳之島町	1.0580877246395	1.0286591943636	▲2.78%
南九州市	1.2461170716451	1.2325771632843	▲1.09%	天城町	1.1267084336344	1.1141301900327	▲1.12%
伊佐市	1.1975693840519	1.1691854138797	▲2.37%	伊仙町	1.0328658948030	1.0696268618047	+3.56%
始良市	1.2408661780329	1.2386142522416	▲0.18%	和泊町	0.9721781141412	0.9880453458804	+1.63%
三島村	0.8468863021537	0.8677031377075	+2.46%	知名町	0.9887396294816	1.0516549661020	+6.36%
十島村	1.2074867165872	1.1880765985462	▲1.61%	与論町	0.8133813406764	0.8276004928450	+1.75%
さつま町	1.2789846828092	1.2491836585502	▲2.33%				

2-(1) 令和7年度算定結果のポイント

- 令和7年度は、定率国庫及び普通調整交付金等の減に伴い収入が減少した一方で、被保険者数の減や高額療養費の自己負担限度額の引上げに伴う保険給付費等の支出の減少が生じたため、市町村が県に納める令和7年度納付金総額は令和6年度比▲約30億円の約444億円となった。
- 1人当たり保険税必要額は、納付金総額及び被保険者数の減少等により、令和6年度比▲5,765円の108,318円となった。

【算定（推計）イメージ】



(注) この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

2-(2) 令和7年度国民健康保険事業費納付金

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度以降、市町村が徴収した国保税や市町村向けの公費支援額等を財源として県に納めるものであり、県は、翌年度の保険給付費等を推計した上で、各市町村から徴収する納付金額をそれぞれの市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）や所得水準等をもとに算定する。

市 町 村 名	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	R7年度 計 ①	R6年度 計 ②	前年度比増減額 ①-②
鹿 児 島 市	11,132,574,496円	3,326,824,500円	1,005,299,681円	15,464,698,677円	16,326,920,310円	▲862,221,633円
鹿 屋 市	1,762,574,780円	620,671,927円	196,571,985円	2,579,818,692円	2,759,729,926円	▲179,911,234円
枕 崎 市	497,492,840円	146,203,984円	42,708,259円	686,405,083円	749,100,775円	▲62,695,692円
阿 久 根 市	429,588,346円	123,808,003円	39,950,355円	593,346,704円	643,752,696円	▲50,405,992円
出 水 市	1,100,690,216円	350,273,599円	112,829,214円	1,563,793,029円	1,678,204,647円	▲114,411,618円
指 宿 市	1,057,622,385円	328,279,779円	105,865,840円	1,491,768,004円	1,646,079,864円	▲154,311,860円
西 之 表 市	315,602,772円	118,611,681円	40,156,301円	474,370,754円	481,686,003円	▲7,315,249円
垂 水 市	286,849,648円	84,963,221円	24,309,674円	396,122,543円	442,606,447円	▲46,483,904円
薩 摩 川 内 市	1,581,735,742円	490,122,544円	134,192,347円	2,206,050,633円	2,382,663,126円	▲176,612,493円
日 置 市	894,867,981円	271,670,749円	77,408,412円	1,243,947,142円	1,337,840,436円	▲93,893,294円
曾 於 市	838,234,494円	261,062,691円	78,057,383円	1,177,354,568円	1,273,669,163円	▲96,314,595円
霧 島 市	2,190,856,815円	670,602,070円	194,192,733円	3,055,651,618円	3,248,732,089円	▲193,080,471円
いちき串木野市	538,845,806円	141,779,141円	37,745,560円	718,370,507円	771,195,152円	▲52,824,645円
南 さ つ ま 市	735,713,857円	205,973,670円	56,414,825円	998,102,352円	1,079,017,762円	▲80,915,410円
志 布 志 市	667,187,872円	226,576,930円	70,697,632円	964,462,434円	1,018,398,435円	▲53,936,001円
奄 美 市	750,124,304円	275,739,441円	94,161,515円	1,120,025,260円	1,133,132,135円	▲13,106,875円
南 九 州 市	908,744,253円	267,652,420円	88,991,559円	1,265,388,232円	1,368,761,289円	▲103,373,057円
伊 佐 市	490,743,667円	154,398,652円	44,197,507円	689,339,826円	781,899,381円	▲92,559,555円
始 良 市	1,402,561,280円	420,740,522円	113,110,995円	1,936,412,797円	2,039,229,865円	▲102,817,068円
三 島 村	8,062,327円	3,804,761円	1,325,406円	13,192,494円	16,504,925円	▲3,312,431円
十 島 村	23,998,218円	7,711,125円	2,809,645円	34,518,988円	40,239,769円	▲5,720,781円
さ つ ま 町	394,619,735円	117,823,138円	33,180,375円	545,623,248円	594,169,794円	▲48,546,546円
長 島 町	331,399,482円	94,537,685円	32,956,376円	458,893,543円	503,099,632円	▲44,206,089円
湧 水 町	194,219,322円	59,677,127円	16,068,669円	269,965,118円	306,423,343円	▲36,458,225円
大 崎 町	253,878,039円	85,608,926円	27,049,196円	366,536,161円	406,947,504円	▲40,411,343円
東 串 良 町	180,539,491円	61,319,414円	21,380,322円	263,239,227円	278,847,182円	▲15,607,955円
錦 江 町	170,918,545円	54,938,439円	18,425,734円	244,282,718円	261,981,942円	▲17,699,224円
南 大 隅 町	161,491,185円	50,454,730円	14,974,360円	226,920,275円	258,746,288円	▲31,826,013円
肝 付 町	287,534,737円	94,172,014円	27,205,091円	408,911,842円	442,256,254円	▲33,344,412円
中 種 子 町	165,150,178円	62,899,261円	19,853,236円	247,902,675円	283,986,600円	▲36,083,925円
南 種 子 町	88,871,637円	32,500,387円	9,585,005円	130,957,029円	165,779,591円	▲34,822,562円
屋 久 島 町	279,119,666円	99,583,616円	35,769,242円	414,472,524円	424,056,866円	▲9,584,342円
大 和 村	25,691,358円	9,499,797円	3,080,974円	38,272,129円	40,434,050円	▲2,161,921円
宇 桒 村	20,359,187円	10,224,898円	2,331,974円	32,916,059円	41,205,005円	▲8,288,946円
瀬 戸 内 町	185,728,767円	61,416,354円	18,709,914円	265,855,035円	291,941,825円	▲26,086,790円
龍 郷 町	123,624,641円	44,458,500円	15,782,435円	183,865,576円	187,202,442円	▲3,336,866円
喜 界 町	131,152,134円	53,246,438円	15,777,079円	200,175,651円	205,177,164円	▲5,001,513円
徳 之 島 町	208,431,136円	77,461,760円	25,965,936円	311,858,832円	343,731,986円	▲31,873,154円
天 城 町	130,337,759円	45,048,110円	14,949,678円	190,335,547円	206,140,228円	▲15,804,681円
伊 仙 町	126,848,428円	45,964,917円	15,936,445円	188,749,790円	195,698,857円	▲6,949,067円
和 泊 町	177,513,727円	68,560,275円	22,760,180円	268,834,182円	287,880,973円	▲19,046,791円
知 名 町	155,974,487円	56,521,075円	18,124,550円	230,620,112円	245,720,023円	▲15,099,911円
与 論 町	125,718,098円	56,921,703円	21,881,406円	204,521,207円	212,827,184円	▲8,305,977円
計	31,533,793,838円	9,840,309,974円	2,992,745,005円	44,366,848,817円	47,403,618,928円	▲3,036,770,111円

2-(3) 標準保険料率等①

＜ポイント＞

- 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」(算定方式は全国統一で2方式)と、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」(本県の算定方式は3方式)がある。
- 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算(推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業費等の経費の加算等)を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が示すものである。
- 1人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額であり、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○都道府県標準保険料率

都道府県名	区 分	R6年度			R6一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿児島県	医療給付費分	7.96%	48,608円		114,083円
	後期高齢者支援金等分	2.92%	17,400円		
	介護納付金分	2.46%	17,778円		

R7年度			R7一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
7.34%	44,821円		108,318円
2.92%	17,550円		
2.49%	17,771円		

R7-R6			R7-R6 (一人当たり保 険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
-0.62%	-3,787円		-5,765円	-5.05%
0.00%	150円			
0.03%	-7円			

○市町村標準保険料率

市町村名	区 分	R6年度			R6一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿児島市	医療給付費分	8.76%	37,547円	24,592円	124,676円
	後期高齢者支援金等分	2.99%	12,475円	8,171円	
	介護納付金分	2.50%	12,697円	6,419円	
鹿屋市	医療給付費分	7.00%	29,982円	19,637円	102,415円
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,897円	7,792円	
	介護納付金分	2.46%	12,494円	6,316円	
枕崎市	医療給付費分	8.41%	36,052円	23,613円	124,188円
	後期高齢者支援金等分	2.87%	11,970円	7,840円	
	介護納付金分	2.37%	12,030円	6,081円	
阿久根市	医療給付費分	7.54%	32,335円	21,178円	107,892円
	後期高齢者支援金等分	2.92%	12,157円	7,962円	
	介護納付金分	2.46%	12,491円	6,315円	
出水市	医療給付費分	5.53%	23,714円	15,532円	91,708円
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,862円	7,770円	
	介護納付金分	2.41%	12,205円	6,170円	
指宿市	医療給付費分	8.21%	35,199円	23,054円	123,265円
	後期高齢者支援金等分	2.90%	12,096円	7,922円	
	介護納付金分	2.44%	12,386円	6,262円	
西之表市	医療給付費分	6.76%	28,973円	18,976円	103,321円
	後期高齢者支援金等分	2.86%	11,905円	7,797円	
	介護納付金分	2.39%	12,094円	6,114円	
垂水市	医療給付費分	7.42%	31,791円	20,822円	101,234円
	後期高齢者支援金等分	2.87%	11,975円	7,843円	
	介護納付金分	2.46%	12,475円	6,306円	
薩摩川内市	医療給付費分	8.81%	37,758円	24,730円	118,628円
	後期高齢者支援金等分	2.98%	12,408円	8,127円	
	介護納付金分	2.56%	12,979円	6,562円	
日置市	医療給付費分	8.38%	35,925円	23,530円	115,290円
	後期高齢者支援金等分	2.83%	11,809円	7,734円	
	介護納付金分	2.43%	12,337円	6,237円	

R7年度			R7一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
8.16%	34,904円	22,610円	119,150円
3.00%	12,594円	8,158円	
2.55%	12,724円	6,332円	
6.49%	27,735円	17,966円	97,060円
2.87%	12,048円	7,804円	
2.53%	12,602円	6,271円	
7.90%	33,782円	21,883円	117,165円
2.90%	12,173円	7,885円	
2.44%	12,195円	6,068円	
6.92%	29,598円	19,173円	102,537円
2.91%	12,219円	7,915円	
2.50%	12,468円	6,204円	
5.06%	21,627円	14,009円	86,823円
2.85%	11,969円	7,753円	
2.45%	12,208円	6,074円	
7.09%	30,331円	19,648円	111,965円
2.88%	12,111円	7,845円	
2.44%	12,159円	6,050円	
6.57%	28,112円	18,211円	108,560円
2.84%	11,963円	7,749円	
2.44%	12,158円	6,050円	
6.57%	28,104円	18,205円	91,725円
2.85%	11,990円	7,767円	
2.47%	12,319円	6,130円	
7.75%	33,155円	21,477円	107,780円
2.96%	12,432円	8,053円	
2.54%	12,662円	6,301円	
7.63%	32,626円	21,134円	107,007円
2.82%	11,853円	7,678円	
2.45%	12,202円	6,071円	

R7-R6			R7-R6 (一人当たり保 険税必要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
-0.60%	-2,643円	-1,982円	-5,526円	-4.43%
0.01%	119円	-13円		
0.05%	27円	-87円		
-0.51%	-2,247円	-1,671円	-5,355円	-5.23%
0.02%	151円	12円		
0.07%	108円	-45円		
-0.51%	-2,270円	-1,730円	-7,023円	-5.66%
0.03%	203円	45円		
0.07%	165円	-13円		
-0.62%	-2,737円	-2,005円	-5,355円	-4.96%
-0.01%	62円	-47円		
0.04%	-23円	-111円		
-0.47%	-2,087円	-1,523円	-4,885円	-5.33%
0.00%	107円	-17円		
0.04%	3円	-96円		
-1.12%	-4,868円	-3,406円	-11,300円	-9.17%
-0.02%	15円	-77円		
0.00%	-227円	-212円		
-0.19%	-861円	-765円	5,239円	5.07%
-0.02%	58円	-48円		
0.05%	64円	-64円		
-0.85%	-3,687円	-2,617円	-9,509円	-9.39%
-0.02%	15円	-76円		
0.01%	-156円	-176円		
-1.06%	-4,603円	-3,253円	-10,848円	-9.14%
-0.02%	24円	-74円		
-0.02%	-317円	-261円		
-0.75%	-3,299円	-2,396円	-8,283円	-7.18%
-0.01%	44円	-56円		
0.02%	-135円	-166円		

2-(3) 標準保険料率等②

市町村名	区分	R6年度			R6一人当たり 保険料必要額	R7年度			R7一人当たり 保険料必要額	R7-R6			R7-R6 (一人当たり保 険料必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
曾 於 市	医 療 給 付 費 分	8.13%	34,855円	22,829円	123,863円	7.70%	32,906円	21,316円	116,658円	-0.43%	-1,949円	-1,513円	-7,205円	-5.82%
	後期高齢者支援金等分	2.98%	12,427円	8,140円		2.99%	12,558円	8,135円		0.01%	131円	-5円		
	介 護 納 付 金 分	2.46%	12,480円	6,309円		2.50%	12,479円	6,210円		0.04%	-1円	-99円		
霧 島 市	医 療 給 付 費 分	7.55%	32,339円	21,181円	106,822円	6.80%	29,092円	18,845円	100,421円	-0.75%	-3,247円	-2,336円	-6,401円	-5.99%
	後期高齢者支援金等分	2.88%	11,990円	7,853円		2.87%	12,068円	7,817円		-0.01%	78円	-36円		
	介 護 納 付 金 分	2.42%	12,271円	6,203円		2.45%	12,205円	6,073円		0.03%	-66円	-130円		
いちき串木野市	医 療 給 付 費 分	8.94%	38,334円	25,108円	120,683円	8.15%	34,844円	22,571円	112,848円	-0.79%	-3,490円	-2,537円	-7,835円	-6.49%
	後期高齢者支援金等分	2.91%	12,138円	7,950円		2.91%	12,226円	7,920円		0.00%	88円	-30円		
	介 護 納 付 金 分	2.43%	12,344円	6,240円		2.46%	12,286円	6,113円		0.03%	-58円	-127円		
南さつま市	医 療 給 付 費 分	8.76%	31,631円	24,582円	118,389円	7.69%	32,890円	21,305円	110,845円	-1.07%	-4,641円	-3,277円	-7,544円	-6.37%
	後期高齢者支援金等分	2.89%	12,031円	7,880円		2.88%	12,119円	7,850円		-0.01%	88円	-30円		
	介 護 納 付 金 分	2.46%	12,465円	6,302円		2.50%	12,459円	6,200円		0.04%	-6円	-102円		
志 布 志 市	医 療 給 付 費 分	6.94%	29,735円	19,476円	107,375円	6.64%	28,411円	18,404円	104,188円	-0.30%	-1,324円	-1,072円	-3,187円	-2.97%
	後期高齢者支援金等分	2.89%	12,050円	7,893円		2.91%	12,256円	7,939円		0.02%	206円	46円		
	介 護 納 付 金 分	2.30%	11,671円	5,900円		2.38%	11,863円	5,903円		0.08%	192円	3円		
奄 美 市	医 療 給 付 費 分	6.44%	27,587円	18,069円	93,803円	6.25%	26,734円	17,317円	95,023円	-0.19%	-853円	-752円	1,220円	1.30%
	後期高齢者支援金等分	2.87%	11,976円	7,844円		2.91%	12,218円	7,915円		0.04%	242円	71円		
	介 護 納 付 金 分	2.29%	11,635円	5,882円		2.38%	11,885円	5,914円		0.09%	250円	32円		
南 九 州 市	医 療 給 付 費 分	8.47%	36,301円	23,776円	132,123円	7.92%	33,874円	21,943円	126,568円	-0.55%	-2,427円	-1,833円	-5,555円	-4.20%
	後期高齢者支援金等分	2.88%	12,016円	7,870円		2.88%	12,131円	7,858円		0.00%	115円	-12円		
	介 護 納 付 金 分	2.38%	12,091円	6,113円		2.43%	12,140円	6,041円		0.05%	49円	-72円		
伊 佐 市	医 療 給 付 費 分	7.19%	30,811円	20,180円	103,247円	6.32%	27,045円	17,519円	93,997円	-0.87%	-3,766円	-2,661円	-9,250円	-8.96%
	後期高齢者支援金等分	2.97%	12,364円	8,098円		2.99%	12,573円	8,145円		0.02%	209円	47円		
	介 護 納 付 金 分	2.43%	12,340円	6,238円		2.50%	12,490円	6,215円		0.07%	150円	-23円		
始 良 市	医 療 給 付 費 分	8.63%	36,990円	24,227円	116,211円	8.13%	34,762円	22,518円	111,920円	-0.50%	-2,228円	-1,709円	-4,291円	-3.69%
	後期高齢者支援金等分	2.84%	11,844円	7,758円		2.85%	11,970円	7,754円		0.01%	126円	-4円		
	介 護 納 付 金 分	2.46%	12,470円	6,304円		2.51%	12,542円	6,241円		0.05%	72円	-63円		
三 島 村	医 療 給 付 費 分	4.05%	17,352円	11,365円	95,414円	5.41%	23,113円	14,972円	91,933円	1.36%	5,761円	3,607円	-3,481円	-3.65%
	後期高齢者支援金等分	2.90%	12,090円	7,919円		3.11%	13,087円	8,478円		0.21%	997円	559円		
	介 護 納 付 金 分	2.59%	13,147円	6,646円		2.75%	13,713円	6,823円		0.16%	566円	177円		
十 島 村	医 療 給 付 費 分	8.73%	37,412円	24,504円	160,935円	8.96%	38,320円	24,823円	156,639円	0.23%	908円	319円	-4,296円	-2.67%
	後期高齢者支援金等分	2.89%	12,034円	7,882円		2.85%	11,977円	7,758円		-0.04%	-57円	-124円		
	介 護 納 付 金 分	2.46%	12,463円	6,301円		2.47%	12,331円	6,136円		0.01%	-132円	-165円		
さ つ ま 町	医 療 給 付 費 分	8.84%	37,882円	24,812円	122,725円	8.07%	34,495円	22,345円	114,652円	-0.77%	-3,387円	-2,467円	-8,073円	-6.58%
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,683円	7,652円		2.81%	11,796円	7,641円		0.01%	113円	-11円		
	介 護 納 付 金 分	2.39%	12,135円	6,135円		2.43%	12,123円	6,032円		0.04%	-12円	-103円		
長 島 町	医 療 給 付 費 分	7.12%	30,516円	19,987円	126,040円	5.55%	23,731円	15,373円	107,880円	-1.57%	-6,785円	-4,614円	-18,160円	-14.41%
	後期高齢者支援金等分	2.87%	11,973円	7,842円		2.87%	12,077円	7,823円		0.00%	104円	-19円		
	介 護 納 付 金 分	2.42%	12,292円	6,214円		2.44%	12,166円	6,054円		0.02%	-126円	-160円		
湧 水 町	医 療 給 付 費 分	8.52%	36,512円	23,914円	118,361円	7.75%	33,161円	21,481円	108,368円	-0.77%	-3,351円	-2,433円	-9,993円	-8.44%
	後期高齢者支援金等分	2.84%	11,850円	7,761円		2.84%	11,949円	7,741円		0.00%	99円	-20円		
	介 護 納 付 金 分	2.38%	12,045円	6,089円		2.42%	12,056円	5,999円		0.04%	11円	-90円		
大 崎 町	医 療 給 付 費 分	7.64%	32,735円	21,440円	108,736円	6.76%	28,926円	18,737円	99,204円	-0.88%	-3,809円	-2,703円	-9,532円	-8.77%
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,873円	7,776円		2.82%	11,866円	7,687円		-0.03%	-7円	-89円		
	介 護 納 付 金 分	2.43%	12,302円	6,219円		2.43%	12,137円	6,039円		0.00%	-165円	-180円		
東 串 良 町	医 療 給 付 費 分	7.42%	31,797円	20,826円	125,381円	6.86%	29,325円	18,996円	118,688円	-0.56%	-2,472円	-1,830円	-6,693円	-5.34%
	後期高齢者支援金等分	2.87%	11,978円	7,845円		2.86%	12,020円	7,786円		-0.01%	42円	-59円		
	介 護 納 付 金 分	2.40%	12,146円	6,141円		2.39%	11,928円	5,935円		-0.01%	-218円	-206円		
錦 江 町	医 療 給 付 費 分	7.16%	30,694円	20,104円	104,546円	6.87%	29,379円	19,031円	100,794円	-0.29%	-1,315円	-1,073円	-3,752円	-3.59%
	後期高齢者支援金等分	2.82%	11,772円	7,710円		2.83%	11,895円	7,705円		0.01%	123円	-5円		
	介 護 納 付 金 分	2.29%	11,621円	5,875円		2.33%	11,631円	5,787円		0.04%	10円	-88円		

2-(3) 標準保険料率等③

市町村名	区分	R6年度			R6一人当たり 保険税必要額	R7年度			R7一人当たり 保険税必要額	R7-R6			R7-R6 (一人当たり保 険税必要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
南大隅町	医療給付費分	8.18%	35,061円	22,964円	116,876円	7.26%	31,030円	20,100円	104,528円	-0.92%	-4,031円	-2,864円	-12,348円	-10.57%
	後期高齢者支援金等分	2.93%	12,219円	8,003円		2.90%	12,204円	7,905円		-0.03%	-15円	-98円		
	介護納付金分	2.39%	12,136円	6,135円		2.40%	11,960円	5,951円		0.01%	-176円	-184円		
肝付町	医療給付費分	7.38%	31,616円	20,708円	99,316円	7.72%	32,991円	21,371円	102,288円	0.34%	1,375円	663円	2,972円	2.99%
	後期高齢者支援金等分	2.81%	11,728円	7,681円		2.82%	11,860円	7,683円		0.01%	132円	2円		
	介護納付金分	2.39%	12,124円	6,129円		2.45%	12,209円	6,075円		0.06%	85円	-54円		
中種子町	医療給付費分	6.52%	27,926円	18,291円	111,613円	6.34%	27,093円	17,550円	107,371円	-0.18%	-833円	-741円	-4,242円	-3.80%
	後期高齢者支援金等分	3.09%	12,897円	8,447円		2.93%	12,324円	7,983円		-0.16%	-573円	-464円		
	介護納付金分	2.47%	12,503円	6,321円		2.45%	12,244円	6,093円		-0.02%	-259円	-228円		
南種子町	医療給付費分	6.36%	27,256円	17,852円	89,484円	6.10%	26,091円	16,901円	74,455円	-0.26%	-1,165円	-951円	-15,029円	-16.80%
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,674円	7,646円		2.77%	11,637円	7,538円		-0.03%	-37円	-108円		
	介護納付金分	2.25%	11,424円	5,775円		2.24%	11,169円	5,558円		-0.01%	-255円	-217円		
屋久島町	医療給付費分	6.67%	28,599円	18,732円	93,542円	6.54%	27,947円	18,104円	93,907円	-0.13%	-652円	-628円	365円	0.39%
	後期高齢者支援金等分	2.93%	12,220円	8,003円		2.88%	12,110円	7,844円		-0.05%	-110円	-159円		
	介護納付金分	2.52%	12,786円	6,464円		2.49%	12,431円	6,186円		-0.03%	-355円	-278円		
大和村	医療給付費分	6.21%	26,628円	17,440円	90,138円	5.16%	22,055円	14,287円	81,276円	-1.05%	-4,573円	-3,153円	-8,862円	-9.83%
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,686円	7,654円		2.84%	11,959円	7,747円		0.04%	273円	93円		
	介護納付金分	2.43%	12,325円	6,231円		2.55%	12,701円	6,320円		0.12%	376円	89円		
宇検村	医療給付費分	4.23%	18,110円	11,862円	75,716円	4.59%	19,640円	12,723円	73,918円	0.36%	1,530円	861円	-1,798円	-2.37%
	後期高齢者支援金等分	2.81%	11,696円	7,661円		2.81%	11,820円	7,657円		0.00%	124円	-4円		
	介護納付金分	2.32%	11,775円	5,953円		2.40%	11,974円	5,958円		0.08%	199円	5円		
瀬戸内町	医療給付費分	7.47%	31,998円	20,958円	99,913円	6.47%	27,656円	17,915円	90,964円	-1.00%	-4,342円	-3,043円	-8,949円	-8.96%
	後期高齢者支援金等分	2.91%	12,134円	7,948円		2.93%	12,302円	7,969円		0.02%	168円	21円		
	介護納付金分	2.41%	12,224円	6,180円		2.43%	12,117円	6,029円		0.02%	-107円	-151円		
龍郷町	医療給付費分	4.37%	18,724円	12,264円	78,844円	3.67%	15,682円	10,158円	75,251円	-0.70%	-3,042円	-2,106円	-3,593円	-4.56%
	後期高齢者支援金等分	2.84%	11,853円	7,764円		2.83%	11,879円	7,695円		-0.01%	26円	-69円		
	介護納付金分	2.45%	12,442円	6,290円		2.45%	12,221円	6,081円		0.00%	-221円	-209円		
喜界町	医療給付費分	5.37%	23,021円	15,078円	83,804円	5.02%	21,486円	13,918円	81,923円	-0.35%	-1,535円	-1,160円	-1,881円	-2.24%
	後期高齢者支援金等分	2.92%	12,172円	7,972円		2.92%	12,281円	7,956円		0.00%	109円	-16円		
	介護納付金分	2.43%	12,332円	6,234円		2.47%	12,317円	6,129円		0.04%	-15円	-105円		
徳之島町	医療給付費分	6.08%	26,056円	17,066円	82,156円	5.47%	23,374円	15,141円	77,307円	-0.61%	-2,682円	-1,925円	-4,849円	-5.90%
	後期高齢者支援金等分	2.84%	11,839円	7,754円		2.86%	12,043円	7,801円		0.02%	204円	47円		
	介護納付金分	2.45%	12,405円	6,271円		2.50%	12,472円	6,206円		0.05%	67円	-65円		
天城町	医療給付費分	5.54%	23,751円	15,556円	73,360円	4.73%	20,220円	13,098円	67,868円	-0.81%	-3,531円	-2,458円	-5,492円	-7.49%
	後期高齢者支援金等分	2.97%	12,382円	8,110円		2.94%	12,360円	8,006円		-0.03%	-22円	-104円		
	介護納付金分	2.66%	13,478円	6,814円		2.67%	13,344円	6,640円		0.01%	-134円	-174円		
伊仙町	医療給付費分	4.07%	17,444円	11,426円	57,252円	4.08%	17,441円	11,298円	58,308円	0.01%	-3円	-128円	1,056円	1.84%
	後期高齢者支援金等分	3.04%	12,683円	8,307円		3.06%	12,865円	8,334円		0.02%	182円	27円		
	介護納付金分	2.58%	13,100円	6,623円		2.66%	13,253円	6,595円		0.08%	153円	-28円		
和泊町	医療給付費分	6.60%	28,279円	18,522円	110,617円	7.00%	29,914円	19,377円	113,685円	0.40%	1,635円	855円	3,068円	2.77%
	後期高齢者支援金等分	2.88%	12,016円	7,870円		2.89%	12,142円	7,865円		0.01%	126円	-5円		
	介護納付金分	2.38%	12,091円	6,113円		2.43%	12,126円	6,034円		0.05%	35円	-79円		
知名町	医療給付費分	6.54%	28,012円	18,347円	104,850円	7.18%	30,701円	19,888円	110,371円	0.64%	2,689円	1,541円	5,521円	5.27%
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,865円	7,771円		2.86%	12,021円	7,787円		0.01%	156円	16円		
	介護納付金分	2.37%	12,041円	6,087円		2.41%	12,035円	5,989円		0.04%	-6円	-98円		
与論町	医療給付費分	5.01%	21,452円	14,051円	92,801円	5.06%	21,652円	14,026円	93,647円	0.05%	200円	-25円	846円	0.91%
	後期高齢者支援金等分	2.85%	11,865円	7,771円		2.84%	11,927円	7,726円		-0.01%	62円	-45円		
	介護納付金分	2.40%	12,158円	6,146円		2.39%	11,944円	5,943円		-0.01%	-214円	-203円		

2-(4) 国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）

<ポイント>

○ 国民健康保険保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

市町村名	R 6 年度	R 7 年度	R 7 - R 6	市町村名	R 6 年度	R 7 年度	R 7 - R 6
鹿 児 島 市	48,379,071,699円	47,310,558,296円	▲1,068,513,403円	長 島 町	1,313,820,787円	1,404,547,766円	+90,726,979円
鹿 屋 市	8,542,642,676円	8,273,526,370円	▲269,116,306円	湧 水 町	792,545,958円	793,577,348円	+1,031,390円
枕 崎 市	2,509,554,528円	2,385,612,405円	▲123,942,123円	大 崎 町	1,280,192,092円	1,292,743,067円	+12,550,975円
阿 久 根 市	2,041,735,688円	2,029,850,052円	▲11,885,636円	東 串 良 町	729,385,442円	778,061,930円	+48,676,488円
出 水 市	4,931,648,354円	4,961,531,050円	+29,882,696円	錦 江 町	1,027,323,623円	1,054,242,147円	+26,918,524円
指 宿 市	4,617,246,296円	4,442,156,846円	▲175,089,450円	南 大 隅 町	794,715,644円	819,653,071円	+24,937,427円
西 之 表 市	1,365,615,284円	1,473,319,574円	+107,704,290円	肝 付 町	1,566,774,294円	1,527,089,577円	▲39,684,717円
垂 水 市	1,858,041,814円	1,598,705,714円	▲259,336,100円	中 種 子 町	939,451,870円	803,628,113円	▲135,823,757円
薩 摩 川 内 市	8,109,363,268円	7,786,068,579円	▲323,294,689円	南 種 子 町	558,277,717円	624,736,757円	+66,459,040円
日 置 市	4,465,241,202円	4,322,356,906円	▲142,884,296円	屋 久 島 町	1,573,225,031円	1,447,635,547円	▲125,589,484円
曾 於 市	3,919,204,112円	4,045,876,461円	+126,672,349円	大 和 村	167,727,452円	134,354,804円	▲33,372,648円
霧 島 市	10,407,378,982円	10,237,580,585円	▲169,798,397円	宇 検 村	118,608,739円	171,313,218円	+52,704,479円
いちき串木野市	2,924,448,227円	2,631,649,494円	▲292,798,733円	瀬 戸 内 町	1,094,350,742円	929,765,849円	▲164,584,893円
南 さ つ ま 市	3,697,969,172円	3,557,138,227円	▲140,830,945円	龍 郷 町	564,194,632円	490,976,316円	▲73,218,316円
志 布 志 市	2,969,055,900円	3,360,975,196円	+391,919,296円	喜 界 町	786,686,261円	852,095,965円	+65,409,704円
奄 美 市	3,733,918,759円	4,030,330,088円	+296,411,329円	徳 之 島 町	1,040,393,601円	893,449,340円	▲146,944,261円
南 九 州 市	4,151,399,027円	3,788,432,644円	▲362,966,383円	天 城 町	770,636,001円	665,491,645円	▲105,144,356円
伊 佐 市	2,385,307,820円	2,183,463,502円	▲201,844,318円	伊 仙 町	930,280,837円	780,052,707円	▲150,228,130円
始 良 市	7,237,434,710円	6,793,516,841円	▲443,917,869円	和 泊 町	730,368,790円	712,324,277円	▲18,044,513円
三 島 村	133,037,262円	49,735,580円	▲83,301,682円	知 名 町	904,512,047円	896,606,226円	▲7,905,821円
十 島 村	127,204,337円	97,213,283円	▲29,991,054円	与 論 町	576,024,079円	669,122,028円	+93,097,949円
さ つ ま 町	1,870,209,391円	2,068,868,045円	+198,658,654円	計	148,636,224,147円	145,169,933,436円	▲3,466,290,711円